

政令第二百三十三号

国家情報会議設置法の施行期日を定める政令

内閣は、国家情報会議設置法（令和八年法律第二十八号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

国家情報会議設置法の施行期日は、令和八年七月三十一日とする。